

議案説明書

消防本部 予防課

提出議会：令和6年第2回定例会

1 案件名

議案第15号 佐野市手数料条例の改正について

2 概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、定期的に見直しが行われている。今般、当該手数料の標準額の見直しが行われたことを踏まえ、条例で定める本市の手数料についても同様の見直しを行う。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

事務の内容の変化及び情報、資料等の精査に伴う1件当たりの審査時間の増加により、現行の手数料の標準額の見直しが行われた事務に係る手数料について、改定後の標準額を踏まえ、条例に定める手数料を改正する。

手数料を徴収する事務名	現行 金額(円)	改定後 金額(円)
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満	1,180,000	1,450,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満	1,410,000	1,720,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,590,000	1,920,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,950,000	2,360,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,270,000	2,740,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満	4,550,000	5,640,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満	5,820,000	7,240,000
上記審査において、危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上	7,070,000	8,790,000

4 その他の事項

施行日 令和6年4月1日